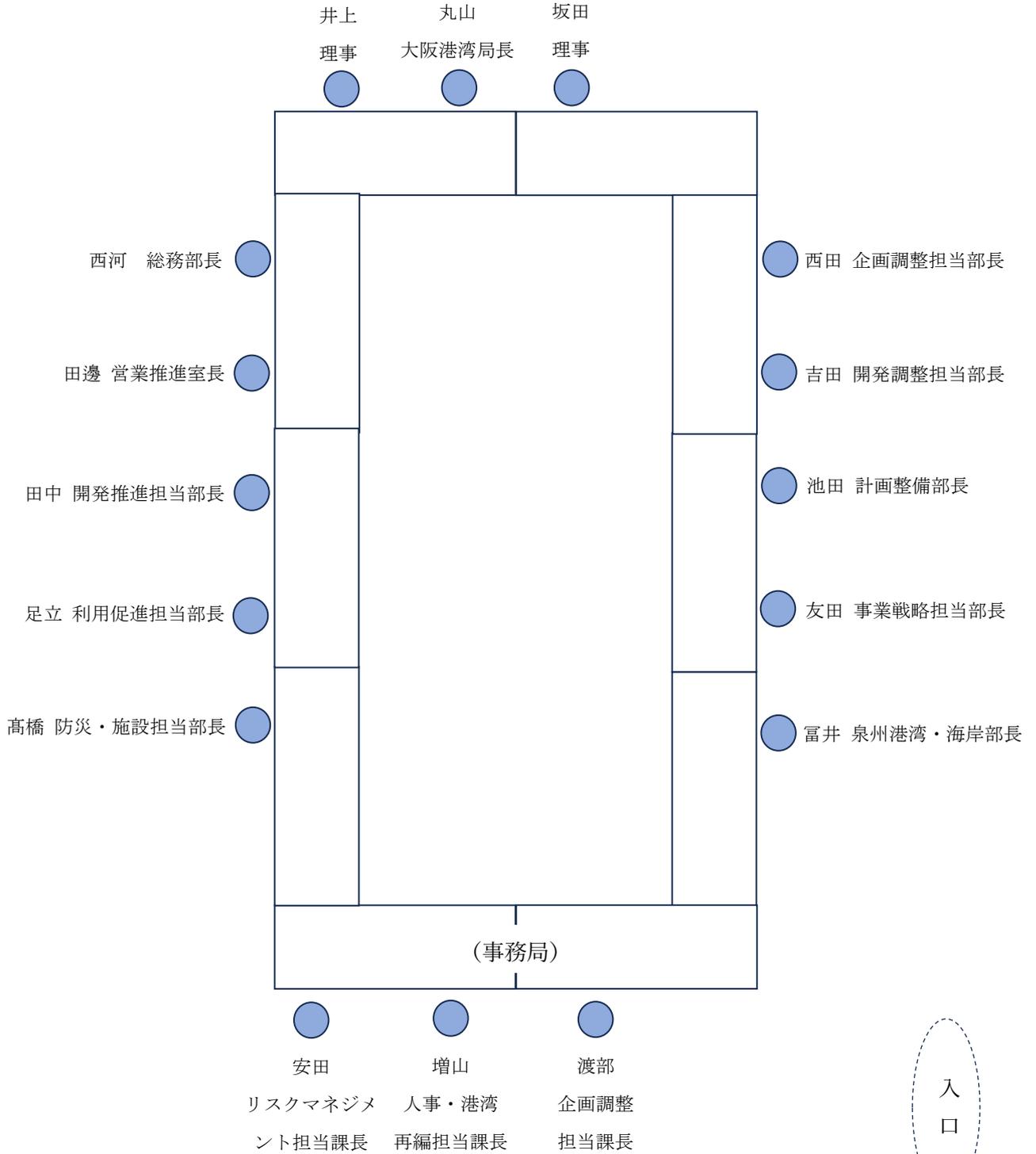


大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

委員長	丸山 大阪港湾局長
副委員長	坂田 理事
	井上 理事
委員	西河 総務部長
	西田 企画調整担当部長
	田邊 営業推進室長
	吉田 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	池田 計画整備部長
	足立 利用促進担当部長
	友田 事業戦略担当部長
	高橋 防災・施設担当部長
	富井 泉州港湾・海岸部長

令和6年度 第3回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



(報道関係 所定位置)

人事第1726号

令和6年7月16日

各 部 （ 局 ） 長
各行政委員・委員会事務局長 様
教 育 長

渡 邊 副 知 事

職員の綱紀保持について（依命通達）

職員は、府民全体の奉仕者であることを自覚し、平素から厳正な服務規律を保ち、府民から信頼される倫理観をもって、府政の公正な運営に努めなければならない。

このことは、機会あるごとに周知してきたところではあるが、改めて貴所属職員の綱紀保持を徹底するとともに、適正な事務執行体制の確保に万全を期されたい。

特に、これから中元の時期を迎えるにあたり、公務員として、職務の内外を問わず、その職の信用を傷つけ、あるいは府民の不信を招くことのないよう徹底するとともに、管理監督者は、役割と責任を認識し、率先して自らを厳しく律し、「服務指導指針」等を活用するなどして、部下職員の指導・監督に万全を期されたい。

検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2024年7月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和6年6月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容 (年月日)	事案概要
1	教育委員会 (学校園)		中学校 管理作業員	55	免職 (令和6年6月27日)	令和6年3月、前任校において卒業式が開催されている中、事前に作製した合鍵を使用して職員室へ侵入し、教職員2名の財布から、少なくとも1万8千円の現金を窃取した。また、令和元年度から令和4年度までの間、他の教職員の財布等から少なくとも25回、少なくとも18万円の現金を窃取した。
2	教育委員会 (学校園)		小学校 事務職員	34	停職2月 (令和6年6月28日)	平成30年度から令和4年度にかけて、当時の勤務校において、学校徴収金の収支・精算業務等の懈怠に加え、返還金を金庫に放置し、返還金や未納額の一部を私金立替するなどの不適正な事務処理を行った。 また、平成30年度から令和2年度の学校徴収金にかかる卒業アルバム制作業務委託契約にあたり、不適正な契約を行った。 さらに、平成30年度から令和5年度にかけて、校園契約にかかる支払を遅延させるなどの不適正な事務処理を行った。 加えて、平成30年度から令和4年度の学校徴収金にかかる契約関係書類の大部分を誤ってシュレッダーで廃棄した。
3	教育委員会 (学校園)		小学校 主務教諭	39	停職2月 (令和6年6月28日)	令和4年4月頃から令和6年1月までの間、許可なくマイカー通勤を少なくとも64日行い、令和5年9月、11月、12月に関しては、常例的なマイカー通勤を行った。 また、令和4年1月、7月及び令和5年10月の通勤手当の事後確認において、解約済みの定期券のコピーを提出するなど、通勤手当を不正に受給した。
4	教育委員会 (学校園)		中学校 教諭	33	減給1月 (令和6年6月28日)	令和6年2月、勤務校の敷地内において、勤務時間中に1回喫煙した。
5	教育委員会 (学校園)		小学校 首席	51	減給1月 (令和6年6月28日)	令和5年8月、遠足の下見で訪れた公園の禁煙エリアにおいて、勤務時間中に1回喫煙した。
6	都市整備局		技術職員	50	停職1年 (令和6年6月28日)	令和5年11月、大阪市内のスーパーマーケットにおいて、置き忘れられていた他人の財布を持ち去った。

						なお、過去にも窃盗を行ったとして、平成27年11月26日付けで、懲戒処分（停職2月）を受けている。
7	財政局		事務職員	40	停職2月 （令和6年6月28日）	令和6年5月、大阪市内のスーパーマーケットにおいて、食品6点を万引きした。
8	城東区役所		事務職員	29	停職1月 （令和6年6月28日）	令和6年3月、飲食店でアルバイトを複数回行い、3万円程度の報酬を得た。
9	デジタル統括室	課長級	技術職員	55	戒告 （令和6年6月28日）	令和5年4月から令和6年2月の間、交通機関の遅延により遅参した際に、本来の手続を行わず、事実とは異なる打刻申請を計7回行った。

この件に関するお問い合わせ

教育委員会（学校園）

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号： [06-6208-9059](tel:06-6208-9059)

ファックス： 06-6202-7053

その他

総務局人事部人事課

電話番号： [06-6208-7516](tel:06-6208-7516)

ファックス： 06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話： [06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス： 06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)